

第 3 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年3月3日(月)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 市民センター

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 12番 橋口 忠次郎

23番 井手 憲一郎

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	力 武 浩 和	農 地 係	松 尾 慎 也
農地係長	原 利彦		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第13号	農地法第5条の申請について	(4件)
議案 第14号	農地法第4条及び5条の申請について	(1件)
議案 第15号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第16号	農地法第3条の申請について	(11件)
議案 第17号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 11件) (公社への売渡 1件)	
議案 第18号	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業(農地売買事業) に伴うあっせん委員の指名について	(1件)
議案 第19号	農地移動適正化あっせん基準の変更について	(1件)

8. 報告事項

報告 第7号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
報告 第8号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(3件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は12番 橋口委員、23番 井手委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">議案第13号 農地法第5条の申請について</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号 農地法第4条および第5条の申請について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号 農地法第4条の申請について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第16号 農地法第3条の申請について</td> <td style="text-align: right;">11件</td> </tr> <tr> <td>議案第17号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">11件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公社への売渡</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案 第18号 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化 事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案 第19号 農地移動適正化あっせん基準の変更について</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 出について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> </table>	議案第13号 農地法第5条の申請について	4件	議案第14号 農地法第4条および第5条の申請について	1件	議案第15号 農地法第4条の申請について	1件	議案第16号 農地法第3条の申請について	11件	議案第17号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について		利用権設定 通年	11件	公社への売渡	1件	議案 第18号 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化 事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について	1件	議案 第19号 農地移動適正化あっせん基準の変更について	1件	報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 出について			3件
議案第13号 農地法第5条の申請について	4件																								
議案第14号 農地法第4条および第5条の申請について	1件																								
議案第15号 農地法第4条の申請について	1件																								
議案第16号 農地法第3条の申請について	11件																								
議案第17号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について																									
利用権設定 通年	11件																								
公社への売渡	1件																								
議案 第18号 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化 事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について	1件																								
議案 第19号 農地移動適正化あっせん基準の変更について	1件																								
報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について	2件																								
報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 出について																									
	3件																								

	<p>となっております。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第13号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地法第5条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、断面図が3ページと4ページ、平面図が5ページから7ページになります。</p> <p>申請地は、新天町です。</p> <p>譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が8ページ、土地利用計画図が9ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p>

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、8番になります。

図面は、案内図と字図が10ページ、土地利用計画図が11ページ、平面図が12ページと13ページになります。

申請地は、松浦町桃川地区です。

借受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の2ページ、9番になります。

図面は、案内図と字図が14ページ、土地利用計画図が15ページ、断面図が16ページ、平面図が17ページになります。

申請地は、松浦町宿分地区です。

	<p>譲受人が、既存住宅のための進入路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が松浦公民館から約180mの位置に立地しているため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、県庁、市役所、又は町役場(これらの支所を含む。)から概ね300m以内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第13号農地法第5条の申請は以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地につきまして、御説明させていただきます。ここは、左斜め上が国見台の武道館があるところですが、場所を確認したところでございますけれども、周りは草が結構生えておりましたけれども、この真ん中あたりがまだ農地の転用ができていないということで建設をする業者の方が来られたところでございます。区長さん、生産組合長さんの承諾印もございましたし、別に何も影響はないということで、私も承諾印を押したところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は渚地区でございます。ちょうど元の厚生年金センターの下の手前にセブンイレブンがございますけれども、ちょうどその手前になるところでございます。案内図を見ていただくと分かりますように、譲受人が購入をされると、前からこの申請地に野菜等</p>

	<p>を作って、ずっと借用地として利用されていたところでございます。右の方は水路がございまして、横は公道が通っていると、そして東の方は両方がもう宅地ということで、区長さんまた生産組合長さんの承諾印もございましたので、別に問題は無いということで判断いたしまして、承諾印を押したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
19番 委員	<p>ここの車2台と菜園が16㎡、菜園は雑種地、農地、宅地でしょうか。</p>
事務局	<p>事務局からお答えをいたします。 今回の申請での菜園の扱いですが、これも一緒に農地転用をする申請地の一部として雑種地の扱いということで申請をいただいております。実際現地を見に行きますと、野菜と土地の一部には木も植えておりまして、菜園とは書いてあるのですが半分は自宅の庭のような扱い方をされておりました。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他にございませんか。 <なし> 続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは東側、南側、西側の3面が市道に囲まれておりまして、部落としては、点々と農家があるような状況でございます。建築予定地は、貸付人の息子さんである借受人が土地を借りて、新築をされるそうです。特に周辺に対しても悪影響はないと思ひまして捺印したところでございます。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p>

	<p>続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは2ページですね。譲渡人は宿分の方です。また譲受人は、元々は多久市の方でございまして、多久市でトンネル工事をしておりまして、その工事で自宅が立ち退きにかかったという方でございます。それでこの方が、譲渡人から議案に同時利用地としてあがっている雑種地を購入されまして、そこに家を新築されております。すでに移り住まれておりまして、譲受人の住所も同時利用地と同じ地番になっております。</p> <p>申請地の前は昔の国道でして今は旧道になっております。そこにつながる進入路部分、申請地についてはだ譲渡人の名義でありまして、譲渡人から譲受人に相談をして名義変更をしたいということで申請をされております。以上でございます。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
14番委員	<p>見間違えかもしれませんが、この申請が出る前に工事を着工していませんでしたか。</p>
事務局	<p>事務局から御説明します。土地利用計画図の図面の15ページを御覧ください。14番委員の御指摘の通り、工事は一部終わっております。建築物1と書いた住宅部分と駐車スペースと書かれた部分と、その上にある階段、この部分まで工事が終わっております。こちらの部分につきましては議案の2ページの備考欄にあるとおり、同時利用地としてあげております。ここは雑種地の地目でありますので、この部分については転用許可が下りる前に工事をしたとしても、農地法上の事前着工にあたらぬということで、工事は既に完了して、もうこっちにもう移り住まれております。一方、申請地につきましては、農地なので、工事を今は止めてくださいということで指導をしております。</p>

	<p>そしてここからが補足説明ですが、建設物1および駐車スペースを工事する際の進入路として、この農地を工事用進入路として使っていたということでした。それについては始末書を添付してもらっています。先ほどの説明で抜けておりました。申し訳ございません。</p> <p>農地に係る部分の擁壁、進入路の舗装、すぐ近くに建築物2というのがありますが、こちらは車庫になっておりまして、この工事も今回の農地転用の許可ができるまで、工事を止めております。それ以外の部分につきましては、工事はもう完了しております。補足説明は以上です。</p>
19番 委員	進入路の横の5596番3、5557番5、これは雑種地ですか。
担当委員	畑です。
19番 委員	これを宅地にするのですか。
担当委員	いえ、宅地ではなくて、進入路として雑種地としての利用です。
19番 委員	土地の形状から見ると、分筆後に申請したのですか。
事務局	この土地は、北側の道を拡張したときに一部収容された土地なので、最初に相談をもらった時には現在の字図でした。
21番 委員	5596番3には里道が含まれているのですか。
事務局	ここは、現況は里道のようになっていますが、実際は公共物ではなくて、個人の土地を道として提供しております。破線の部分については、南側に畑の一段があるのですが、そこからの雨水を道路側溝に流すための素掘側溝ということで図面にのせており

	ます。
19番 委員	ということは、水路を残すのですか。 あとこの水路は公共水面ですか。
事務局	現地には自然にできた水路がありまして、今回の工事にかかって 良い機会だからということで、素振側溝ではあるのですが、形を 整えて工事をするということで聞いております。 公共水面ではありません。
21番 委員	里道は存在しないのですか。 ここがふさがったら南の畑の一団に行けなくなるのでは。
事務局	そこについては、現況どおり今後も残していくということで、土 地利用計画に通路としてあげてもらっております。 今後もその通路はふさがらずに残っていきます。
21番 委員	図面でみると、通路の形がいびつで、途中で切れているように見 えるのですが、そうではなく、この通路はつながっているという ことですね。
19番 委員	個人の土地を道として提供している現状は、今後、何らかの事情 で道として使えなくなるという危険性もありますよね。
事務局	19番委員さんから御指摘いただいたところでございますが、図 面の15ページを改めて御覧ください。今回の住宅建設の計画の 全体図がこの図面になりますけれども、そのうちの大部分のとこ ろは雑種地ということで非農地に建物を建てる計画でございま す。ただその進入口と今なっています左側のところの付近に3筆 農地があるということで、そちらのほうを進入口等とのことでの 利用目的で今回転用の許可申請が出ているものでございます。そ して、ここの農地には現況といたしまして、既に申請地となっ ておりますところの、この宅地に入る進入路の横のNo.1 と書いてあ

	<p>るところ、線が入っているところに細い道らしいものの線が入っていると思います。その申請地の南側に物置と書いてあるところに工作物の影があると思いますが、物置の方に向かって道路から細く伸びた道がございます。これは現況もこのような形で道が入っておりますが、こちらの底地は里道ではなくて、あくまで民地の農地ということでございますけれども、これを現況のままの形状として残していきます。「道をふさぐことも、他の用途に使うこともございません。」ということでの計画を今回作られております。ただ底地を、農地を農地外にしていくという計画を立てられているものでございます。</p> <p>繰り返しますが、物置と書いてあるところの畑、こちらの方の上って行く今ある道はこの計画図の通り道として残して、耕作者の通行を妨げることはないという約束をなされているということで皆様御理解いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	5 5 5 4 番と 5 5 5 6 地番については、地主さんはまた別の方ですか。
担当委員	申請地と 5 5 5 4 番と 5 5 5 6 地番の所有者については、それぞれ別の方々です。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>他に無いようですので、</p> <p>議案第 1 3 号 農地法第 5 条の申請 4 件</p> <p>について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 1 4 号 農地法第 4 条および第 5 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第14号 農地法第4条および第5条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が18ページ、土地利用計画図が19ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第14号 農地法第4条および第5条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条および第5条1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この件に関しまして、場所が、脇田の伊万里商業高校から上の方に400mくらい上った脇田神社のすぐ前になります。12月19日の夕方、貸付人の一人が見えまして申請地の税金がどうしても高いという感じでおっしゃいましたので、それなら植林でも、という提案をしておりましたけれども、改めて2月7日に見えまして、売電事業の方に踏み切りますということで見えました。ソーラー事業をしたいということで、地元の生産組合長また区長さんの印もありましたし、場所的にも問題ないということで私も捺印したところです。</p>

議長	<p>1 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、農地法第 4 条および第 5 条の申請 1 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 1 5 号農地法第 4 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 5 号 農地法第 4 条の申請 1 件について御説明します。</p> <p>議案の 4 ページ、4 番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が 2 0 ページ、土地利用計画図が 2 1 ページ、断面図が 2 2 ページ、平面図が 2 3 ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 1 5 号 農地法第 4 条の申請については以上 1 件です。</p>
議長	<p>それでは、4 番について担当委員から説明をお願いします</p>
担当委員	<p>図面の 2 0 ページを開いていただくと、オサダに入る信号機がございます。その信号機を、こちらから国見台のほうから行けば、</p>

	<p>右側に入って約200m下り坂で、そこを右に曲がっていただければ、申請者の家がありまして、その裏の高台にアスパラのハウスを今までしておられましたけれども、そこに共同住宅を建てたいということで、進入道路は自分の家の敷地で、アスパラハウスの進入路がありますが、そこを拡張してするという申請に来られました。生産組合長さん、区長さんの印鑑も頂いておられましたし、業者の方もお見えになったので、水路等は問題ないかと確認を取りました。下水道がきておりますので、汚水は都市下水道に流れるということで、汚水だけは問題ないということでありましたので、私の方も承認したところです。以上です。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第15号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第16号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号農地法第3条の申請11件について説明します。</p> <p>議案は5ページから7ページになります。</p> <p>11番から21番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>

議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5ページから7ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようですので、議案第16号農地法第3条の申請11件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第17号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件について、御説明します。議案の8ページと9ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が9名、貸付人が11名で、面積は、田が19,602㎡、畑が6,175㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を10～15ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第17号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第17号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件については申出のとおり決定します。</p>

	<p>続きまして、公社への売渡について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>公社への売渡について御説明いたします。議案は16ページの1番になります。</p> <p>こちらは2月の農業委員会で、東部地区担当の23番委員と3番委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。</p> <p>明細書を議案の17ページに、案内図を18ページ、字図を19ページに掲げております。場所については南波多町大曲の圃場整備田及び南波多町古里の区画整理された畑となっております。売買価格については反当りの金額と全体額は議案の17ページの明細書のとおりです。</p> <p>公社への売渡については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第17号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第17号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第18号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化学業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化学業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件について御説明します。</p> <p>議案の20ページの3番です。</p>

	<p>今回あっせんの申出が木須町で出ております。木須町木須東区での申出であるため、中部地区担当の2番委員と14番委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第19号 農地移動適正化あっせん基準の変更についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農地移動適正化あっせん基準の変更について御説明します。議案は21ページになります。別冊で現行と改正案、新旧対照表を準備しておりますので合わせて御覧ください。</p> <p>今回のあっせん基準の変更でございますが、まずあっせん基準と言いますのは、先ほどから公社の売買事業を行うために買い手の人がどのような方かという条件があります。その買い手の方はこのような基準を満たした人でないとだめですよ、という様に規定をしてあるものがあっせん基準でございます。これはそれぞれの市町村で定めているものでございますが、この中に別表1というものに、基準面積、耕作農地がこれくらい以上ないとだめですよという規定がされておりました、その面積の変更を検討してくださいということで県の方からきておりました。これはなぜかと申しますと、この面積につきましては農林業センサスで出てきました面積ですとか、農業者の分を基準にして見直しを行うようになっております。別冊の1枚めくった裏側に農地保有合理化事業規定19条に定める基準面積という表がございます。こちらが県農業公社から送付されたものでございますが、伊万里市管内の農地面積を農家戸数で割りました一戸当たりの平均面積というのが121aというふうに示されております。この面積を基準に、あっせん基準面積を定めなさいと県から連絡があつておりました、この121aというのを基準に現在うちの方で定めておりますあっせん基準の別表1の表をどのように修正したら良いかということで、事務局案を作成したところでございます。変更案のほうでご</p>

	<p>ざいですが、まず平均経営面積を121aというふうに定めまして、水稲ばかりを作付されている方のほうが少ないというところがございますので、その複合経営の形態によって農地の面積がどのようになっているかというところを考えて出しております。</p> <p>この面積ですが、改正前は基準面積が93aでございました。それから121aに増えております。倍率として1.3倍に面積が増えているところでございます。ハードルが上がったということにはあるのですけれども、結果的な数字をもとにということになってまいりますので、ここはやむをえないのではないかとというふうに考えて事務局案を作成しております。</p> <p>現行の基準面積で93aとなっているところにつきましてはそのまま121aに変更をしています。それ以外のところ、施設野菜ですとか酪農、肥育牛、養豚等につきましては、施設野菜の目標標準面積のところの数字の分を取ってまいりまして、残りの水稲の分というところを1.3倍にするべきではないかということで水稲相当面積と思われるところを1.3倍にしたところ、水稲プラス施設野菜をつきましては76aから90a、水稲プラス酪農につきましては50aを65aと、肥育牛、養豚を兼ねてされているところも同じく65aにしたところでございます。また果樹政策の分につきましては直接この増加の影響はないのではないかと普及センターからの指導もありましたので、そのまま面積を変えず、66aを超えることと、据え置きというふうにしております。こちらの方の基準面積の変更の根拠といたしましては、先ほど説明したとおりでございます。この数値を御承認いただければこちらのほうで県に出しまして県の承認を得た数字が新しいあっせん基準面積というふうになってまいります。</p>
議長	議案第19号 農地移動適正化あっせん基準の変更について、御意見、御質問はございませんか。
22番 委員	経営形態の中で、酪農と肥育、それと繁殖牛は伊万里でも三十何戸あるのですが、前からこういうふうな形で形態としてあったのですか、目標には繁殖牛も載っているのですが、その辺は前から

	このような形で来ているのでしょうか。
事務局	委員さん御指摘の通りこの区分につきましては、以前からこのような形で、おそらく繁殖牛の方が以前はほとんど少なかったところもあったかと思えます。
22番 委員	酪農は伊万里では自分だけですし、繁殖牛の方は養豚も2、3件という状態なので、その辺を検討していただいてまた新たに区切りをしていただきたいと思います。
事務局	この水稲プラス酪農以下については、畜産業プラス水稲ということでの基準というもので、今までも同じような形になっておりますので、早急に普及センターとも協議いたしまして、基準に盛り込む形で検討したいと思えます。今のままですと121aを超えないとあっせんを受けられないという状況でございますので、協議をさせて頂きたいと思えます。
19番 委員	これは5年ごとに見直すのですか。農業センサスがあつてその後に見直すのですか。
事務局	このあっせん基準の面積につきましては、センサスが出た後ということで、5年ごとにとということになってまいります。また、その他の文言等の修正等も出てくる場合がございますので、あっせん基準の見直し自体が5年に1回しかやらないということではないですけれども、まずこの面積については少なくとも5年に1回出てくるように現行のところとなっております。
議長	参考までにお聞きしますが、別紙の裏側に市町村別の改正案と書いてありますね。この面積を見て、例えば多久市、基準面積は伊万里市と比べても284aと書いてあるのですが、この辺りの算定基準というのはどのような基準に基づいて設定してあるかわかりますか。
事務局	この一戸当たりの面積ですけれども、面積自体はセンサスというもので取られている分ですが、分母となります農家戸数ですね、何軒で割るかという戸数は、農地基本台帳にのっております農家戸数、具体的に言いますと、選挙人名簿に登載されております農

	<p>家さんの戸数がこの基準と今なっております。同じセンサスどうしの数字とは必ずしもなっておりません。管内面積を農家戸数で単純に割った面積でございますので、農地の方に大きな変動というのはあまりないかと思いますが、農家さんについてはやはり減少傾向でございます。そういったところの部分で、その農家さんの数が少なくなればなるほど1軒当たりの農地というのは耕作をされている、いないに関わらず、大きくなっていくというところがございます。ですので、農家さんが大きく減ってきているところについては、非農地通知などで非農地扱いということで農地を落とさない限りは一軒あたりの農地は大きくなっていくばかりというところがございます。多久と伊万里で比較しますと、多久のほうがより農家戸数が減ってきているということに起因しているものではないかと考えられます。</p>
17番 委員	<p>規模拡大が進んでいるのかもしれませんがね。</p>
事務局	<p>そういうこともあるのかもしれませんが、ただやはり多久市は平坦部でございますので、単純に農家さんが減ってきたというところも大きいのではないかと思います。</p> <p>伊万里市の場合も1町2反を平均とするのが妥当かどうか内部でも話をしたところですが、それを覆すだけの客観的な数値的根拠というのが、こちらのほうで見据えることができませんでしたので、ひとつの公の基準ということで考えた場合にこの数値を取らざるを得ないかなというところでも考えたところがございます。</p>
19番 委員	<p>農家戸数に関してですが、私たちの集落は、農地は持っていますが、耕作はしていない人が多いのです。生産組合費はもらっているみたいですが、その人たちも農家ですか。農業はしていないけれども、農地は持っているという場合はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>10a以上の農地を所有または経営ということでされているとこ</p>

	<p>ろで、世帯主が1日以上農業従事があるところをあげておりますので、単に農地だけを持ってという人の分については、中には入ってはきていないかと思えます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第7号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案の22ページを御覧ください。</p> <p>2番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定です。</p> <p>3番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定です。</p> <p>報告第7号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第7号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第8号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第 8 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について説明します。</p> <p>議案の 2 3 ページの 1 番になります。図面は、案内図と字図が 2 4 ページ、平面図と断面図が 2 5 ページになります。</p> <p>申請地は木須町木須東地区です。</p> <p>申請地の一部に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>続きまして、議案の 2 3 ページの 2 番になります。図面は、案内図と字図が 2 6 ページ、土地利用計画図が 2 7 ページになります。</p> <p>申請地は木須町木須東地区です。</p> <p>申請地に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>続きまして、議案の 2 3 ページの 3 番になります。図面は、案内図と字図が 2 8 ページ、土地利用計画図と平面図が 2 9 ページになります。申請地は二里町金武地区です。</p> <p>申請地の一部に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>報告第 8 号については以上 3 件です。</p>
議長	<p>それでは、1 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>昨年 1 2 月 1 1 日に農業用倉庫を作りたいということで届出者の方からお見えになりまして、場所的には国道の栗崎バス停から約 5 0 0 m 啓成中学校のほうに上がったところでございます。そこで書類を見ますと、区長さんあるいは隣接、生産組合長さんの印がなかったものですから、一応お帰り頂きまして、翌日現地の確認をいたしました。そして本人も居りましたので一応もろもろは話しまして、農地があるもので北側にはなるべく、触らないようにしてほしいということと、それから図面 2 4 ページの申請地の下側が、丸のちょっと下に点々があると思いますが、この点々の下が水田みたいなマークがついていますけれども、こちらの方は</p>

	<p>既に市道にぴったりと付いておりまして、以前も市道の法面を嵩上げて利用されておりまして、今回もそのような形で市道のほうを借りたいというお話をされておりまして、それやったら市の方に申請して利用伺いをして下さいとお願いしたところでございます。12月21日にまた書類を持ってお見えになって、一応他の処理も、生産組合長さん、区長さん、隣接の方の判もありましたので、捺印をしたところでございます。そしてなかなか農業委員会の方に上程がなされなかったものですから時々は見に行っていたのですけれども、たまたま12番委員さんの方が通りかかって、ユンボが入っていたということで一応やめていただいたという経緯もあっております。自分の土地に作られるから問題はないかなと思って捺印したところでございます。</p>
議長	<p>1番について、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この場所は、栗崎のバス停のほうから300mほど黒川寄りになります。お話を聞くと、農業用倉庫ということで、大きいトレーラーの裏の荷台を持っていて、それをこちらの申請者の土地に設置したいということでお見えになりました。隣接とか、区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、問題ないかなと思って捺印したところです。</p>
議長	<p>2番について、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは金武の街の真ん中で、自分の家の横を30cmほど埋めて倉庫を作りたいということですので、別に問題ないと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>3番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>

	<p>これで、第3回の農業委員会を閉会します。</p>
--	-----------------------------

<<<議事終了>>>